# 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令 （平成元年自治省令第二号）

#### 第一条（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）

危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

#### 第二条（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）

危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

# 附　則

この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。

##### ２

消防法施行令別表第一の二及び同令別表第一の三の自治省令で定める物及び数量を指定する省令（昭和五十六年自治省令第十三号）は、廃止する。

# 附　則（平成八年三月八日自治省令第四号）

この省令は、平成八年九月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二六日自治省令第一三号）

この省令は、平成九年九月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月二一日総務省令第一六六号）

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年七月四日総務省令第七一号）

この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年七月一七日総務省令第六三号）

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年八月八日総務省令第八〇号）

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年六月二七日総務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年五月二九日総務省令第五七号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。